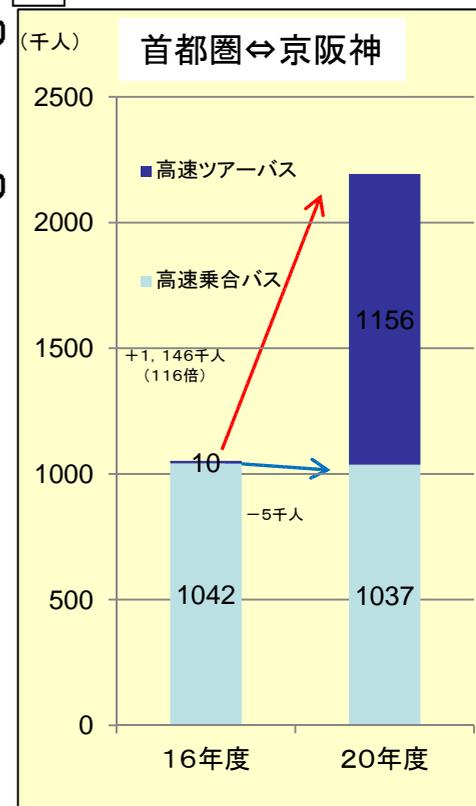
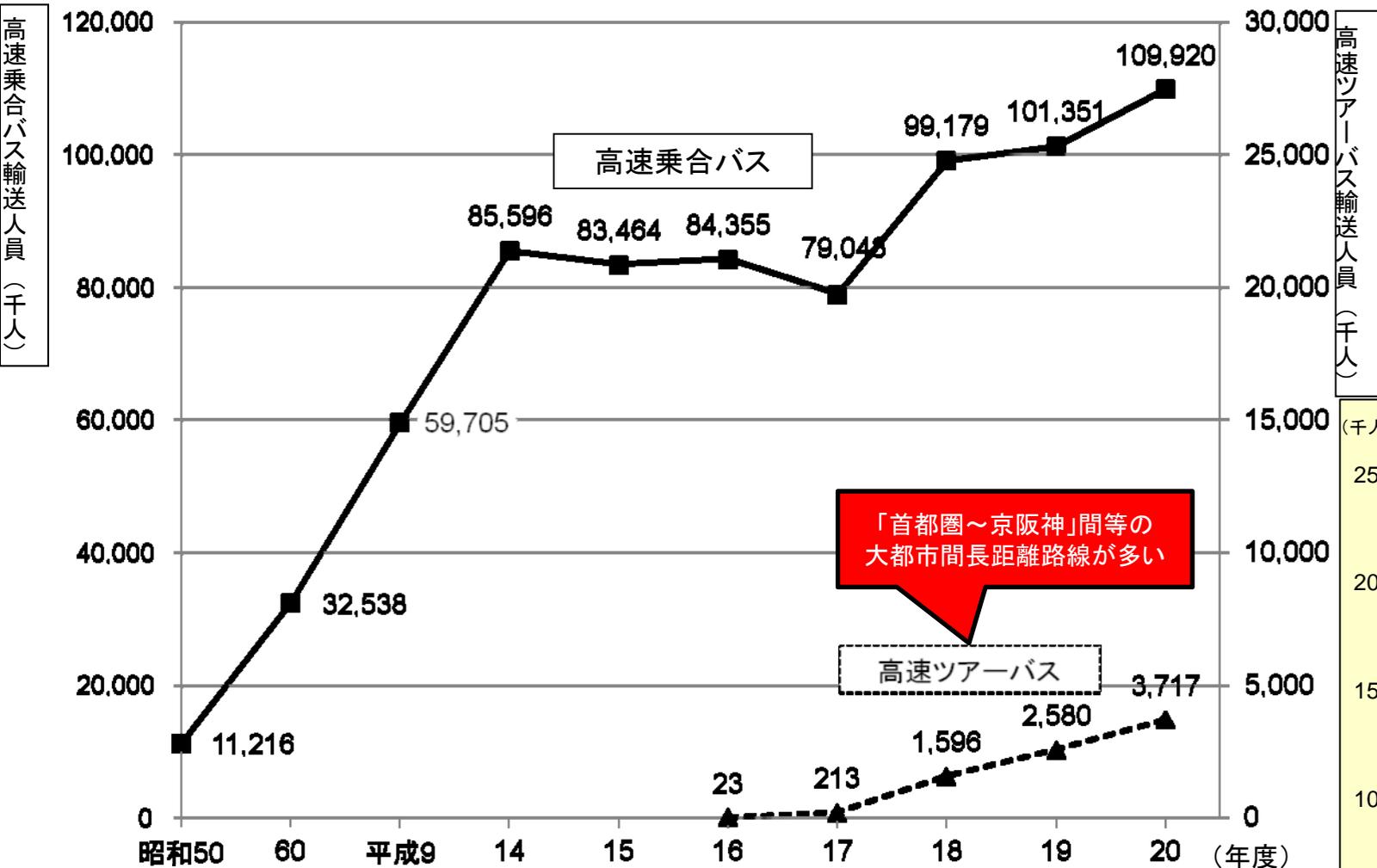


卷末資料

高速乗合バスと高速ツアーバスの輸送人員の推移

近年、高速乗合バスと類似したサービスを提供する高速ツアーバスの成長が顕著



高速ツアーバスの問題点

- 定時定路線で2地点間を結ぶほぼ同一の輸送サービスを行う高速乗合バス事業者と高速ツアーバス事業者について、公平な競争条件の実現が望ましい。
- 高速ツアーバスを運行する貸切バス事業者には法令遵守意識の低い者も多く、利用者の契約相手先に安全についての責任を負わせることが望ましい。【運行の安全性】
- 停留所が設置されておらず、多数の車両が大都市のターミナル駅周辺の公道上に集中し周辺環境が悪化。また、車道や歩道の植え込みを通過して乗降する場合も多いほか、乗降場所の急な変更も発生。【乗降場所の安全性・利便性／周辺交通への影響】
- ◇ 他方、現行の高速乗合バスの規制の下では、高速ツアーバスのビジネスモデル(柔軟な車両調達・価格設定)の実現は困難。公平な条件のもとでの競争を促進するため、高速乗合バスの規制の見直しが必要。



左写真:利用者の乗車中又は乗車時間になるまでの間、公道上で待機するバス車両
中写真:バスへの乗車案内時間までの間歩道上に滞留する利用者
右写真:公道上においてガードレールを跨いでの乗車が行われている様子

高速乗合バス規制の見直しと高速ツアーバスから 「新高速バス」への移行促進

- 高速ツアーバスの安全性を確保する観点からは、利用者の契約の相手方が運送事業者として安全確保の責任を負うことが望ましい。他方、高速ツアーバス事業者を高速乗合バス事業者に移行させるには、高速乗合バス規制の緩和が必要。

【必要な規制緩和】

- ① 柔軟な車両調達を可能とするための措置
- ② 柔軟な価格設定を可能とするための措置

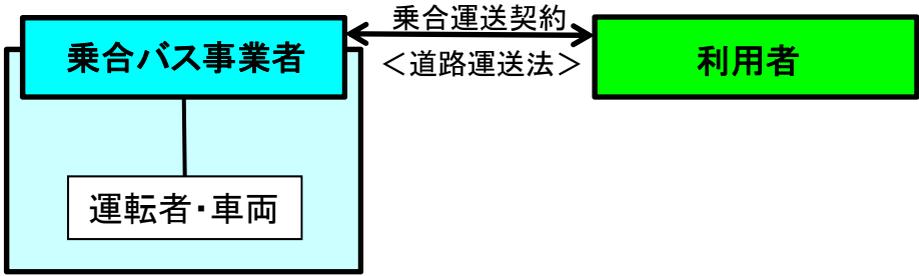
- 高速乗合バス規制の見直しと同時に、国は、高速ツアーバス事業者に対して新高速バス事業の許可の取得を求める。
- ターミナル駅周辺の停留所の確保のため、関係者による調整の場を設置。
- 検討会での指摘を踏まえつつ、法改正を含め、道路運送法における高速乗合バス規制のさらなる見直しを検討。

【検討会における指摘】

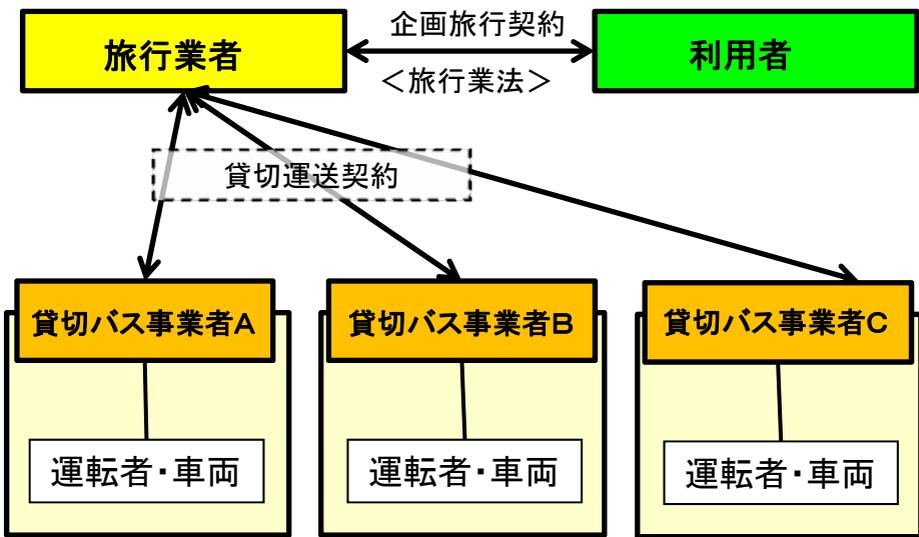
- ・高速ツアーバスを法令上明確に禁止すべき
- ・高速ツアーバスの一律禁止は業界の活力を奪う可能性がある 等

新たな高速バスサービスの事業モデル

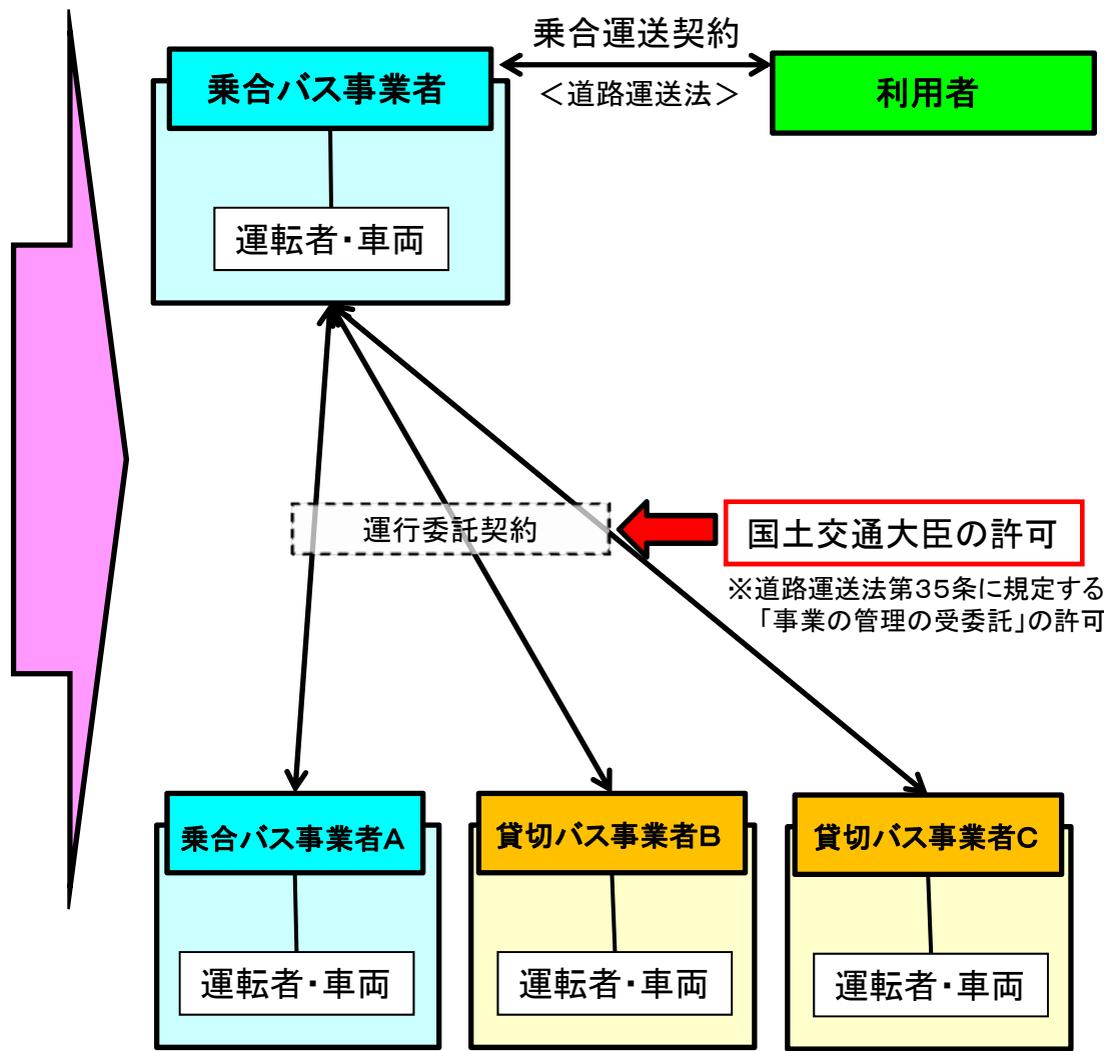
<高速乗合バスの事業モデル>



<高速ツアーバスの事業モデル>

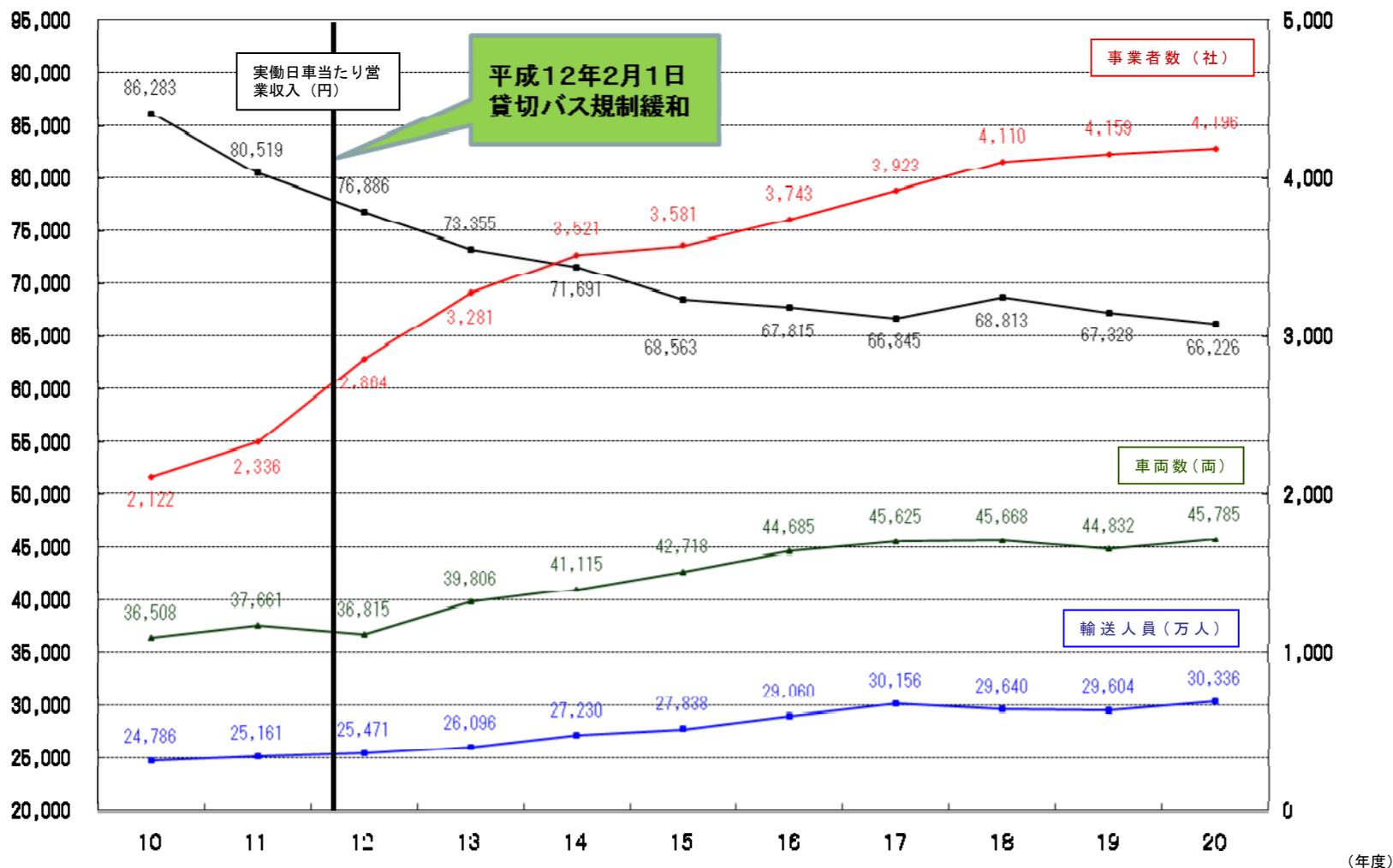


<高速乗合バス「運行委託」モデル(案)>



規制緩和後の貸切バス事業者数・輸送人員等の推移

- 規制緩和後、事業者数・車両数が大幅に増加。
- 運賃水準が低下する一方で、輸送人員は増加。



貸切バス事業の運賃・料金制度のあり方の検討、 法令遵守の徹底、発注者との相互理解の促進

- 貸切バスの運賃・料金制度のあり方を検討。

【具体的な措置】

- ・届出運賃・料金の遵守状況の監督や下限運賃の導入の可能性を含め、実効性ある運賃・料金制度の実現可能性について検討。

- 貸切バス事業の健全な発展のためには、法令遵守の徹底が不可欠。

【具体的な措置】

- ・より効果的な監査や処分のあり方の検討
- ・特に悪質な事案の告発を行うなどの制裁の実効性の向上
- ・貸切バス事業者の法令遵守の徹底に向けた民間団体による取り組みの検討
- ・運行管理者制度・整備管理者制度などの安全規制や新規参入時を含む事前チェック規制の強化のあり方の検討

- 法令遵守に向け、貸切バス事業者と旅行業者等の発注者の相互理解の促進が必要。

【具体的な措置】

- ・発注者からの貸切バス事業者への発注に当たっての禁止行為、留意点等を明記した「貸切バス契約ガイドライン」(仮称)の作成
- ・「貸切バス事業者安全性評価認定制度」(日本バス協会)の普及促進